

御所市義務教育学校建設に関する基本設計及び実施設計業務

公募型プロポーザル募集要項

令和8年4月

御 所 市

1. 募集要項の位置付け

御所市(以下「本市」という。)は、令和8年3月に策定した御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本計画(以下「基本計画」という。)に基づき、御所市義務教育学校建設に関する基本設計及び実施設計業務(以下「本業務」という。)を実施する。

本業務の実施にあたり、公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の参加者を募集するため、募集要項を公表し、本プロポーザルの参加手続き等について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

御所市義務教育学校建設に関する基本設計及び実施設計業務

(2) 業務内容

別紙「御所市義務教育学校建設に関する基本設計及び実施設計業務 仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年5月31日まで

(4) 契約の形態

本プロポーザルにて選定した優先交渉権者と本業務に係る契約を締結する。

(5) 予定価格

令和10年度までの継続事業とし、各年度の上限額は次のとおりとする。

令和8年度 139,282,000円

令和9年度 267,927,000円

令和10年度 144,265,000円

予定合計価格 551,474,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3. 応募者の参加資格及び構成

(1) 用語の定義

本募集要項において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

項目	定義
応募者	本業務の受託を目的として応募する法人又は設計共同体
設計共同体	複数の法人から構成されるグループ
代表企業	設計共同体を代表し、本市との連絡調整・応募手続き等を行う法人
構成企業	設計共同体を構成し、本業務を分担して実施する法人
協力企業	応募者から業務の一部について再委託を受ける第三者

(2) 応募者の形態

応募者は単独法人または複数の法人により構成される設計共同体とする。

設計共同体により応募する場合は、構成企業の中から代表企業を1者定めるものとする。

応募者は、本業務の一部について第三者に再委託することができる。

代表企業は、応募手続きから優先交渉権者及び契約後の受注者となる全ての契約等事務を含め、事業期間中の発注者との調整、協議等における窓口を担うほか、本業務にかかる設計共同体、協力企業内の全ての調整等一切の責任を負うものとする。また、参加表明書提出後から本業務の完了までの間において、代表企業を変更することは認めない。

同一の法人が複数の応募者の代表企業または構成企業となることはできない。

(3) 応募者の参加資格要件

応募者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、構成企業、協力企業は③～⑩を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に定める要件に該当する者でないこと
- ② 令和8年度有効である御所市測量・建設コンサルタント業務等委託入札参加資格を有し、登録業種第1～3希望として「建築設計業務」に登録している者であること。
- ③ 参加表明書の提出の日から業務委託契約締結の日までの期間に、御所市建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ④ 奈良県暴力団排除条例第2条第1号から第3号、御所市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当する者でないこと。
- ⑤ 次のいずれかに該当する事由があると認められる者でないこと。
 - (a) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。
 - (b) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - (c) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
 - (d) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
 - (e) (c)(d)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更正事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされて

いない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをなされなかったものとみなす。

- ⑦ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑧ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てがされなかったものとみなす。
- ⑨ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税並びに本市が課税する市税を滞納していない者であること。
- ⑩ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ⑪ 過去15年間（平成23年4月1日～令和8年3月31日まで）で、同種・類似業務を完了した実績を1件以上有していること。なお、設計共同体で応募するものはグループ全体として同種・類似業務実績があればよい。
 - ・ 同種業務：地方公共団体が発注した施設一体型の義務教育学校・小中一貫校の改築・新築の基本設計又は実施設計業務（大規模改修・長寿命化改修に係るものは除く）
 - ・ 類似業務：地方公共団体が発注した施設分離型の義務教育学校・小中一貫校、小学校、中学校の改築・新築の基本設計又は実施設計業務（大規模改修・長寿命化改修に係るものは除く）

(4) 応募者の有資格者の配置

応募者は以下の有資格者を配置すること。設計共同体で応募する場合は、管理技術者と建築（総合）主任担当技術者は代表企業に所属するものを配置すること。それ以外は設計共同体又は協力企業内に有資格者を配置できればよい。なお、優先交渉権者に選定された場合、配置予定技術者の資格証及び所属する企業に募集要項等の公告時点で3か月以上雇用されていることを証明できる写し（企業名と個人名のみ分かればよい。記号等は墨塗り）を提出すること。なお、要件ではないが建築積算士（公益社団法人日本建築積算協会）の配置があれば望ましい。

① 管理技術者	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
② 建築（総合）主任担当技術者	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
③ 建築（構造）主任担当技術者	建築士法第10条の3第1項に規定する構造設計一級建築士
④ 電気設備主任担当技術者	建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士
⑤ 機械設備主任担当技術者	建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士

4. スケジュール

募集要項等の公告から契約締結までのスケジュールは以下の通りとする。

※日程は変更する場合がある。

No	項目	日程
1	募集要項等の公告 各質問、現地説明会、参加表明書受付開始	令和8年4月27日(月)
2	現地説明会の申込期限	令和8年5月1日(金)
3	現地説明会の開催	令和8年5月11日(月)
4	参加表明書に関する質問の提出期限	令和8年5月13日(水)
5	参加表明書に関する質問の回答期限	令和8年5月18日(月)
6	参加表明書の提出期限	令和8年5月20日(水)
7	一次審査結果通知 技術提案書の受付開始	令和8年5月25日(月)
8	技術提案書に関する質問の提出期限	令和8年6月1日(月)
9	技術提案書に関する質問の回答期限	令和8年6月8日(月)
10	技術提案書の提出期限	令和8年7月15日(水)
11	プレゼンテーション・ヒアリング実施通知	令和8年7月17日(金)
12	プレゼンテーション・ヒアリング実施	令和8年7月29日(水)
13	二次審査結果及び優先交渉権者の公表	令和8年8月上旬
14	優先交渉権者との詳細調整	令和8年8月上旬～8月中旬
15	契約締結(予定)	令和8年9月下旬

5. 応募手続き

(1) 現地説明会参加申込受付・開催

1) 開催日時

- ① 令和8年5月11日(月) 10時00分～12時00分
- ② 令和8年5月11日(月) 13時30分～15時30分 のいずれか

2) 参加申込書の提出

- ① 現地説明会への参加は、参加資格要件を満たす者とし、参加希望者は、現地説明会参加申込書(様式1)に必要事項を記入し、プロポーザル事務局・提出先(以下「事務局」という。)宛に電子メールにて申し込み、電話により確認を行うこと。なお、現地説明会への参加は任意とする。

② 申込期限

令和 8 年 5 月 1 日(金) 12 時 00 分まで

③ 参加上限人数

応募者ごとに 3 名を上限とする。

④ 参加申込書記載の注意事項を必ず確認し、当日は事務局の指示に従うこと。

⑤ 日時連絡

令和 8 年 5 月 1 日(金)中に参加申込書提出のメールに返送する形で通知する。

(2) 質問の受付及び回答

1) 質問書の提出及び回答

参加表明書に関する質問及び技術提案書に関する質問については、提出期限までに質問書(様式 2-1,2-2)に要旨を簡潔にまとめ事務局宛に電子メールにて提出することとし、送付後は電話により確認を行うこと。回答については各質問の回答期限までに質問回答書としてとりまとめ、本市ホームページに公表し、電話等による質問には応じない。

2) 提出期限

① 参加表明書に関する質問

令和 8 年 4 月 27 日(月) ~ 5 月 13 日(水) 17 時 00 分まで

② 技術提案書に関する質問

令和 8 年 4 月 27 日(月) ~ 6 月 1 日(月) 17 時 00 分まで

(3) 参加表明書

1) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり提出書類を事務局に提出しなければならない。なお、業務実績調書(様式 4)、管理技術者調書(様式 6)、建築(総合)主任担当技術者調書(様式 7)に記載する実績を証明する資料として、契約書等(業務名、発注者、履行期間、施設概要が確認できるもの(仕様書等))の写し、業務実施体制(様式 5)に記載する資格を証明する資料を添付すること。また、法人に雇用されていることを証明する資料(保険証等)を添付すること。

2) 提出書類

① 参加表明書 (様式 3-1、3-2)

② 業務実績調書 (様式 4)

③ 業務実施体制 (様式 5)

④ 管理技術者調書 (様式 6)

⑤ 建築(総合)主任担当技術者調書 (様式 7)

⑥ 設計共同体協定書 (様式 8) ※設計共同体の場合のみ

3) 提出期限

令和 8 年 5 月 20 日(水) 17 時 00 分まで

4) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限り、提出期限までに必着とする。

5) 提出部数

1 部

(4) 一次審査(参加資格要件の確認及び書類審査)

事務局において参加資格要件の確認及び書類審査を行い、一次審査結果通知を応募担当者宛に電子メールにより送付する。なお、7者以上の応募者がある場合は上位7者を通過者とする。同点の場合には、法人の業務実績(同種業務件数を優先)で評価点数の高い者を上位とする。

(5) 技術提案書

1) 技術提案書の提出

一次審査を通過した応募者(以下「一次審査通過者」という。)は、次のとおり提出書類を事務局に提出しなければならない。

2) 提出書類

- ① 技術提案書(様式 9)
- ② 技術提案説明書(様式 10)
- ③ 参考見積書(様式 11)

3) 提出期限

令和 8 年 7 月 15 日(水) 17 時 00 分まで

4) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限り、提出期限までに必着とする。

5) 提出部数

- ① 技術提案書 1 部
- ② 技術提案説明書 正本:1 部、副本:10 部 ※CD-R 等に格納した PDF データも提出すること。
- ③ 参考見積書 1 部

6) 技術提案書作成要領

一次審査通過者は、以下に示すテーマに沿って作成すること。なお、基本計画で記載している施設計画は確定されたものではなく、より良い提案を求めることとする。

テーマ	内容	様式
【業務方針】 ①業務への取組体制と設計チームの特徴 ②業務工程 ③品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の取組方針や取組体制について ・本市と共に歩む「パートナー」としての在り方 ・設計チームの強み、魅力 ・設計業務について、各段階における主要工程を記した業務工程 ・業務品質管理 	様式10 A3判 1枚
【建築計画】 ①学校敷地条件を踏まえた計画、学校運営、地域への配慮ある建築計画 ②未来を切り拓く学びの環境 ③多様なつながりが生まれる学びの拠点 ④日常と非常時の安全・安心を備えた学校 ⑤脱炭素化を目指し、環境に配慮した施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設配置及び建物ボリューム構成の考え方 ・階数構成、空間構成の工夫等 ・運動場の確保及び有効活用の考え方 ・周辺環境へ配慮（景観、日影、騒音等）した高さ計画の考え方 ・個別最適な学びと協働的な学びの両立ができる空間 ・探究・対話・表現が日常的に行える学習空間 ・新しい時代の学びを支える提案 ・義務教育学校として、9年間の連続性（前期・中期・後期）を踏まえた空間計画 ・異学年交流が日常的に生まれる動線や配置 ・地域と連携できる「開かれた学校」としての仕掛け ・保護者・地域が関わりやすい配置 ・日常における事故・防犯などのリスク低減策 ・浸水想定区域、避難所であることを踏まえた災害リスク低減策 ・ZEB導入を見据えた建築的な工夫によるエネルギー負荷の低減 ・児童生徒が居心地のよさを感じ、環境面に配慮した計画 	様式10 A3判 3枚
【コスト・整備計画】 ①建設事業費及びLCCの縮減 ②安全で円滑な教育活動ができ、経済的な整備計画 ③自由提案	<ul style="list-style-type: none"> ・物価上昇等に対し、工事費（イニシャルコスト）を抑えるための設計の進め方、設計におけるコストコントロールの考え方、具体的な実現可能性 ・開校後のランニングコストを抑えるための取組や工夫 ・整備完了までの効果的・効率的なスケジュール ・建設工事期間の安全管理、学校運営への配慮 ・上記以外で、独自提案したい内容 	様式10 A3判 1枚

※記入上の注意事項

- ・技術提案説明書は、A3判（片面刷り計5枚以内）、横型・横書き・左綴じて作成し、簡易製本（ルールファイル等で綴る）すること。
- ・技術提案書の提出者（設計共同体の構成員、協力業者含む）の判別ができる情報は記載しないこと。
- ・文字は10.5ポイント以上とし、図表の文字についてはこの限りではない。
- ・技術提案書にパースやスケッチ画などを添付する場合は応募者が他の事業で制作したものを活用しても構わないが、著作に係る責任は自ら負うこと。

(6) 二次審査(技術提案審査)

1) 選定委員会の設置

- ① 御所市義務教育学校設計事業者選定プロポーザル審査会(以下「選定審査会」という。)を設け、提出された技術提案書を「9. 審査基準書」に基づき審査を行う。
- ② 選定審査会は独立性の観点から公正な審査・選定に支障が生じないよう非公開とする。

2) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

- ① 一次審査通過者によるプレゼンテーション・ヒアリング(以下「プレゼン」という。)は、1者につき50分(プレゼンテーション25分、ヒアリング25分)を想定し、入場退場準備等は含まない。なお、実施日時・場所・留意事項等は電子メールにより別途通知する。通知を受けたものは、着信確認の返信メールを事務局へ入れること。
- ② プレゼンの参加人数は、5名以内とし、管理技術者及び建築(総合)主任技術者のいずれかが説明すること。ただし、質疑応答については他の参加者が応答しても問題はない。
- ③ プレゼンは提出した技術提案書で実施するものとし、追加資料、模型等による説明は認めない。会場には、プロジェクター及びスクリーンを設営するが、パソコンを使用する場合は、パソコンを持参すること。
- ④ プレゼンの順番は、参加表明書の提出順とする。

(7) 優先交渉権者等の決定

1) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定等

二次審査において審査員の評価値の平均点が満点の6割以上を合格基準点とした上で、一次審査と二次審査(審査員の評価点数の平均点)の合計値が最も高いものを優先交渉権者とし、次点のものを次点交渉権者に決定する。なお、技術提案書の提出者が1者のみであった場合でも審査を行い、合格基準点を上回る場合は優先交渉権者に決定する。

2) 審査結果の公表

審査結果は、優先交渉権者決定後、技術提案書を提出したすべての参加者に、電子メール及び書面にて通知する。なお、優先交渉権者及び次点交渉権者の参加者名を本市ホームページに公表する。

(8) 契約手続き等

優先交渉権者決定後、技術提案書、業務委託仕様書及び契約内容等について本市と協議を行い、契約を締結する。契約内容等に関して合意に至らなかった場合は次点交渉権者と協議を行うものとする。

(9) 参加辞退

応募者が本プロポーザルの参加を辞退しようとする場合は、参加辞退届(様式12)を速やかに事務局宛に電子メールにて送付し、電話により確認を行うこと。

6. 失格事項

次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 応募者が、選定審査会の委員、本市職員又は公職にある者と不当な接触を行った場合
- ② 誓約に違反した場合
- ③ 提出書類に重大な瑕疵等があった場合
- ④ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑤ 各種提出書類の提出方法、提出先及び提出期限が不適合と判断される場合
- ⑥ 参考提案価格が予定価格を超えている場合
- ⑦ 1応募者が2以上の技術提案書を提出した場合
- ⑧ 参加表明書等に記載された者以外が行った提案である場合
- ⑨ プレゼンに参加できない場合
- ⑩ 参加資格要件を満たさなくなった場合
- ⑪ その他本市が不適合と認める場合

7. 応募等に関する留意事項

- ① 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- ② 本プロポーザルに関する質問等を事務局以外にしないこと。
- ③ 本プロポーザルに係る全ての費用は応募者の負担とする。
- ④ 提出された書類は返却しない。
- ⑤ 提出書類及び記載内容の変更、差し替えは認めない。
- ⑥ 技術提案書に記載された内容は、特に明記がない限り契約後に追加費用を伴わずに実施する意思があるものとする。
- ⑦ 技術提案書等は、選定を行う審査・評価に必要な範囲で複製又は複写することがある。
- ⑧ 技術提案書はあくまで優先交渉権者を選定するものであって、本プロポーザルで提案されたものがそのまま実施されるものではなく、発注者と協議の上、必要に応じて変更等も考慮に入れながら業務を進めること。
- ⑨ 応募者から提供された個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従い、本審査の実施に必要な範囲内でのみ用いることとし、他の用途には用いない。
- ⑩ 事業者の提出書類は、御所市情報公開条例により、公開の対象となる。公開される内容については、協議・確認の上実施する。
- ⑪ 電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- ⑫ スケジュールの変更については、応募担当者に別途通知する。
- ⑬ 優先交渉権者が正当な理由なく契約締結を拒否した場合は、御所市建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱に基づいて、入札参加資格停止措置を行う場合がある。
- ⑭ 市長は、その他特に必要があると認めたときは、本プロポーザルを延期、中止、又は取り消すことができる。
- ⑮ 各種審査の結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

8. プロポーザル事務局・提出先

御所市 教育委員会事務局 新しい学校づくり推進課(担当:金山)

〒639-2298 奈良県御所市 I 番地の 3(御所市役所新館3階)

TEL :0745-44-3592

E mail :miraischool@city.gose.nara.jp

9. 審査基準書

<一次審査>

区分	評価内容	評価係数			配点		
		A	B	C			
一次審査	応募者の業務実績 応募者	業務実績調書(様式4)から応募者の過去15年間における同種・類似業務実績を評価する(4件)。 【A:施設用途における評価係数】 ・同種業務実績:1.0 ・類似業務実績:0.6 【B:設計種別における評価係数】 ・基本設計及び実施設計の実績:1.0 ・基本設計又は実施設計の実績:0.8 【C:施設規模における評価係数】 ・施設の延床面積が1万㎡以上:1.0 ・施設の延床面積が1万㎡未満:0.8 ●評価点=配点×A×B×C	実績 i			2.50	
			実績 ii			2.50	
			実績 iii			2.50	
			実績 iv			2.50	
		小計				10.00	
	技術者の業務実績	管理技術者	技術者調書(様式6,7)から各技術者の過去15年間における同種・類似業務実績及び立場を評価する(3件/人)。 【A:施設用途における評価係数】 ・同種業務実績:1.0 ・類似業務実績:0.8 【B:立場における評価係数】 (管理技術者について) ・管理技術者:1.0 ・主任担当技術者:0.5 ・担当技術者:0.25	実績 i	A	B	5.00
				実績 ii			
				実績 iii			
		建築(総合)主任担当技術者	(主任担当技術者について) ・管理技術者:1.0 ・主任担当技術者:1.0 ・担当技術者:0.25 ●評価点 =配点×{(A i × B i) + (A ii × B ii) + (A iii × B iii)} / 3 ※算出された評価点に端数が生じる場合は、小数点第3位を四捨五入し、第2位まで算出するものとする。 ※実績が2件以下のものについても、3で除するものとする。	実績 i			5.00
				実績 ii			
小計				10.00			
繁忙度	管理技術者	技術者調書(様式6,7)から各技術者の参加表明書提出時点における手持ちの設計業務の数から、繁忙度を評価する。 【手持ち業務数における評価係数】 ・手持業務が1件以下:1.0 ・手持業務が2件以下:0.5 ・手持業務が3件以下:0.1 ※本業務を除く手持ち業務数を数える。 ●評価点=配点×評価係数			3.00		
	建築(総合)主任担当技術者				2.00		
小計				5.00			
一次審査合計				25.00			

<二次審査>

区分	評価項目	評価の観点	配点	
二次審査（技術提案、提案価格）	① 実施方針（1枚）	1 業務への取り組み体制と設計チームの特徴	①本事業に活かせる建築・土木設計技術の専門性や実績、照査体制、バックアップ体制など応募者の強みが生かされた体制になっているか ②各メンバーの役割・責任が明確で、実効性のある体制となっているか ③市と協働するパートナーとしての適切な姿勢及び考え方が明確に示されているか ④利用者のニーズを的確に把握し、対話を通じて最適な解決策を導出・対応できる体制となっているか	10
		2 業務工程	①各設計段階における主要工程が明確に設定されているか ②業務全体の流れが整理され、無理のない工程計画となっているか ③設計・協議・意思決定のプロセスが明確に示されているか ④課題発生時の対応を見据えた工程となっているか	5
		3 品質管理	①設計計画を遅延なく工期内に成果を出す工夫が示されているか ②設計変更を発生させないプロセスの方法、受注者自ら実施する照査のタイミングと方法が示されているか	5
	小計			20
	② 建築計画（3枚以内）	1 学校敷地条件を踏まえた計画、学校運営、地域への配慮ある建築計画	①敷地条件（形状・周辺環境・既存施設等）を踏まえた合理的な建物高さ計画、配置計画となっているか ②児童生徒・教職員・来訪者・車両の動線が安全かつ機能的に整理されているか ③学校運営（教育活動・部活動・地域利用等）に配慮した配置となっているか ④建物ボリューム及び空間構成が効率的で無理のない計画となっているか ⑤高さ制限に対する課題の整理及び対応の考え方が適切に示されているか ⑥周辺環境（景観・日影・圧迫感・騒音等）への配慮が具体的に示されているか ⑦保護者・市民・教職員等の意見を踏まえた計画となっているか	15
		2 未来を切り拓く学びの環境	①個別最適な学びと協働的な学びの両立ができる空間（可変性・多様な学習場面）の提案がされているか ②探究・対話・表現が日常的に行える学習環境の提案となっているか ③新しい時代の学びを支える提案として具体性・独自性が認められるものとなっているか	10
		3 多様なつながりが生まれる学びの拠点	①義務教育学校として9年間の連続性（前期・中期・後期など）を踏まえた空間計画となっているか ②異学年交流が日常的に生まれる動線・配置（段階のつながり）となっているか ③地域と連携できる「開かれた学校」としての仕掛け（地域開放ゾーン等）が提案されているか ④保護者・地域が関わりやすい配置（玄関、相談、会議室等）になっているか	10
		4 日常と非常時の安全・安心を備えた学校	①日常における事故防止・防犯対策（視認性・死角の排除・ゾーニング等）が具体的に示されているか ②児童生徒の安全確保に配慮した動線計画となっているか ③不審者対策が実効性のある形で計画されているか ④避難所としての機能が考慮されているか ⑤浸水想定等の立地条件を踏まえたリスク低減策が具体的に示されているか	10
		5 脱炭素化を目指し、環境に配慮した施設	①ZEB導入を見据えた建築的な工夫によるエネルギー負荷の低減策が提案されているか ②児童生徒が居心地のよさを感じ、環境面に配慮した計画となっているか	5
	小計			50
	③ コスト（1枚）・整備計画	1 建設事業費及びLCCの縮減	①物価上昇等に対し、工事費（イニシャルコスト）を抑えるための設計の進め方、設計におけるコストコントロールの考え方が示されているか、実現可能なものとなっているか。 ②開校後のランニングコストを抑えるための取組や工夫が提案されているか	10
		2 安全で円滑な教育活動ができ、経済的な整備計画	①整備完了までの効果的・効率的なスケジュールとなっているか ②建設工事期間の安全管理、学校運営へ配慮された計画となっているか	5
		3 自由提案	その他、業務への工夫、配慮、提案がなされているか	5
	小計			20
	④ 価格	1 予定価格に対する提案価格の削減率	予定価格に対し、どの程度提案価格を抑えた提案であるか なお、提案価格が予定価格の85%を切る場合は一律10点とする	10
	二次審査合計			100